

<経営統合のお知らせ>

日鐵住金建材株式会社（本社：東京都江東区、代表取締役社長：小塚修一郎、以下「日鐵住金建材」）と 日鉄住金コラム株式会社（本社：千葉県君津市、代表取締役社長：徳永正弘、以下「日鉄住金コラム」）は、2016年4月1日をもちまして合併したことをお知らせいたします。

<認定書、指定書>

認定書の別添が必要な場合は、下記に電話もしくはファックス又はE-Mailでご連絡下さい。

〒135-0042

東京都江東区木場 2-17-12 SAビル

日鐵住金建材株式会社 プレスコラム事業部門

電話 ; 03-3630-2925

Fax ; 03-3630-2159

E-Mail ; rzako@ns-kenzai.co.jp

上記合併に伴う商品名、商品メニュー、製造工場等の変更はございません。従来通り、Uコラム-Wのブランドで製造販売を行います。なお、大臣認定関連書類につきましては、旧社名を日鐵住金建材(株)に読み替えて運用していただきますようお願いいたします。

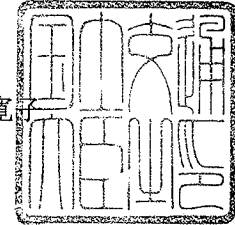


認 定 書

国住指第 8375 号
平成 15 年 4 月 1 日

ニッテツコラム株式会社
代表取締役社長 吉野俊郎 様

国土交通大臣 林 寛



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
MSTL-0109
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
建築構造用高性能冷間プレス成形角形鋼管「U コラム W-BCP325T」・「テーパー
コア-BCP325T」（本社工場）
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

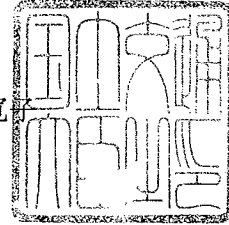


指 定 書

国住指第 8375-2 号
平成 15 年 4 月 1 日

ニッテツコラム株式会社
代表取締役社長 吉野俊郎 様

国土交通大臣 林 寛



下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等に係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号、第二第二号、第三第二号及び第四第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 認定番号

MSTL-0109

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

建築構造用高性能冷間プレス成形角形鋼管「U コラム W-BCP325T」・「テーパー
コア-BCP325T」(本社工場)

3. 指定する数値

(1) 許容応力度の基準強度 325 N/mm²

(2) 溶接部の許容応力度の
基準強度 325 N/mm²

(3) 材料強度の基準強度 325 N/mm²

上記の数値の 1.1 倍以下とすることができる。

(4) 溶接部の材料強度の
基準強度 325 N/mm²

上記の数値の 1.1 倍以下とすることができる。

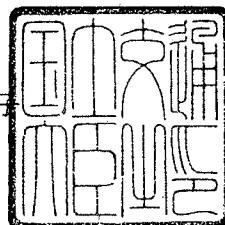


認 定 書

国住指第 7999 号
平成 15 年 2 月 7 日

ニッテツコラム株式会社
代表取締役社長 吉野俊郎 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
MSTL-0101
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
建築構造用高性能冷間プレス成形角形鋼管「U コラム W-BCP325T」・「テーパー
コア-BCP325T」（九州工場）
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

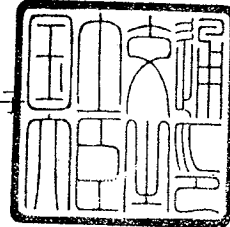


指 定 書

国住指第 7999-2 号
平成 15 年 2 月 7 日

ニッテツコラム株式会社
代表取締役社長 吉野俊郎 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等に係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号、第二第二号、第三第二号及び第四第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 認定番号

MSTL-0101

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

建築構造用高性能冷間プレス成形角形鋼管「U コラム W-BCP325T」・「テーパコア-BCP325T」(九州工場)

3. 指定する数値

(1) 許容応力度の基準強度 325 N/mm²

(2) 溶接部の許容応力度の
基準強度 325 N/mm²

(3) 材料強度の基準強度 325 N/mm²

上記の数値の 1.1 倍以下とすることができる。

(4) 溶接部の材料強度の
基準強度 325 N/mm²

上記の数値の 1.1 倍以下とすることができる。